

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 29 年 2 月 22 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

会 社 名	株式会社No. 1
代 表 者 の 役 職	代表取締役
氏 名 (署名)	辰巳 崇之

当社の代表取締役（代表執行役）社長である辰巳崇之は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、すべての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり業務分担と責任部署が明確化されており、適切な業務体制が構築されております。
3. 毎月開催する取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務の進捗状況等が適切に報告されるとともに、重要な経営事項に関する審議及び意思決定を行っております。
4. 監査役は、取締役会への出席、監査役監査の実施等、日常的な情報収集を通じ、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行が適切に行われていることを確認しております。
5. 内部監査部門である内部監査室は、内部管理体制の適正性・有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況について、その内容を代表取締役へ報告しております。
6. 会計監査人である三優監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。